

鳥取県森林環境保全税の あり方検討会（第3回）資料

【資料目次】

1. 第2回あり方検討会でのご意見、対応及び回答
2. 市町村意見交換等を踏まえた使途事業の再整理案
3. 保全税の存続の要否について

1. 第2回あり方検討会でのご意見、 対応及び回答

第2回検討会(R4.7.1)における主なご意見

- ①県税の存続の要否について、市町村及び県の役割分担や財政需要を踏まえて判断をするには、**使途について事業の過不足を含め市町村と十分な意見調整を行うこと。**
- ②竹林対策や里山整備については、**地元集落だけでなく、NPOや民間企業等が集落と連携して行えるような切り口での支援の拡充**はできないだろうか。
- ③森林環境の保全は必要な事業であるとして、**一般財源ではなく県税を充当する理由**を整理すること。
- ④**森林所有者のニーズ**についても整理した方が良い。(アンケートではなく既存のもので良い)
- ⑤県税を存続するのであれば、**国税及び県税の意義や使途を県民に分かりやすく伝える工夫が必要**。併せて、**認知度の向上を図るための普及啓発**を推進すること。
- ⑥県税を存続する場合には、**国税との混同を避け、認知度を高めるためにも、名称の変更を検討してはどうか。**

① 県税の存続の要否について、市町村及び県の役割分担や財政需要を踏まえて判断をするには、
用途について事業の過不足を含め市町村と十分な意見調整を行うこと。



市町村と意見交換会(第2回)を実施

〈日 時〉 令和4年8月1日(月) 第1部

8月4日(木) 第2部

8月5日(金) 第3部

〈開催方法〉 オンライン開催(Webex Meetings)

〈ご意見いただいた事項〉

A. 事業再編案に係る意見(再編する事業に対しての過不足等)

・間伐 ・竹林対策 ・森林景観対策 ・里山モデル

B. 再編事業案以外に不足する事業は無いか

①-A 事業再編案に係る意見(再編する事業に対しての過不足等)

【間伐】

○県の整理

- ・林床植生の消失や樹木の健全な生育の阻害を防ぎ、水源かん養機能、山地災害防止機能、生物多様性保全機能など、森林の公益的機能を発揮させるためには適切な人工林の間伐推進が必要。
- ・また、地球温暖化に対する二酸化炭素吸収源(気候緩和機能)として人工林の間伐推進が必要。
- ・県の環境施策への位置づけ等を踏まえ、今後も引き続き推進していく。
- ・間伐必要面積101千haのうち、今後必要な間伐面積43千haについて実施していく。
(間伐の遅れの解消達成見込み:令和13年度)



【市町村への質問の視点】

- ・市町村として独自の支援施策等を踏まえ、県事業としての過不足がないか。
- ・仮に県事業としての不足と思われる事業があった場合、譲与税でできない理由(財政規模、二重課税等)も踏まえ、ご意見いただきたい。

間伐に対する意見

【概要】

- ・過半の市町村(12市町村)から、県の方針で問題ない又は賛同という意見があった。
- ・5市町で独自に間伐に上乗せ支援を行っており、そのうちの一部町から上乗せの引き上げ及び支援の拡充要望があった。



【意見に対する対応】

- ・県施策として間伐を推進していくための支援としては、H20の上乗せ支援開始以降、順調に間伐面積及び搬出材積が増加してきている。財源に限られる中、税率を上げてまで上乗せ行うことは県民の理解が得られないと思われ、将来、間伐の加速が更に必要となった時に検討することとしたい(今後の課題)。
- ・また、上乗せ支援を行っているのは限られた市町村であり、それは地理条件等を踏まえた市町村独自の支援と判断される。

【主な意見と対応方針】

- ・間伐と作業道はセットで考えるべきであり、保安林の間伐と作業道、普通林の間伐については上乗せがあるが、普通林の作業道については上乗せが無いため整合を図って欲しい。
 - ・市町村独自で支援している実態を踏まえ、できれば上乗せの引き上げをお願いしたい。
- ⇒上述の「意見に対する対応」のとおり
- ・搬出間伐に係る造林事業の標準単価の積算が500mなので、その倍の1000mの標準単価設定があれば、整備した作業道がもっと活用でき、森林整備が進むと思われる。
- ⇒国の工程表は、100mから1000mに区分されるが、県内の搬出間伐の実態を踏まえた500mを標準としているものであり、1000mも考慮されているため新たな単価設定は必要ない。

①-A 事業再編案に係る意見(再編する事業に対しての過不足等)

【竹林対策】

○県の整理

・保全税による支援は「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林」という条例用途を踏まえ、エリアを限定する。

・竹林面積減少に向けた抜本的解決策となる林種転換を進めるため、**エリア内における林種転換に係る支援を拡充(森林経営計画 従来:要→再編:不要)**する。

○参考:下記エリアに限定した場合

- ・八頭町での過去3年(H30-R2)の実績のうち、19か所中5か所がエリア外
- ・倉吉市でのR3実績のうち9か所中3か所がエリア外

} **2~3割程度がエリア外!?**

【市町村への質問の視点】

- A エリア制限(国道、県道等から200m以内の竹林、集落に接した竹林)に係る考え方の是非
 - B 林種転換の隘路となる要因及びその解消のアイデア
 - C 林種転換拡充による実効性の見通し
- 以上の点等について、ご意見をいただきたい。

竹林対策に対する意見

【概要】

- ・支援するエリアに制限を設けることについてはほぼ全市町村から賛同または同意がいただけた。
- ・エリア内での林種転換について、森林経営計画の樹立が困難な箇所への補助の拡充について、ほぼ全市町村から賛同がいただけた。
- ・竹林の適正管理を5年間維持するのは厳しいため、林種転換の推進に賛同するという意見が複数ある一方で、元々管理意欲の無いところが放置竹林となっているため支援を拡充しても林種転換が進まないのではとの意見もあった。
- ・また、国道等から200mの竹林について、200mで線引きするのではなく「一団の」として欲しいとの意見もあった。



【意見に対する対応】

- ・現状の改正案をベースに、市町村意見を踏まえ、「一団の」等の定義について細部取扱いにおいて明確化していく。

【主な意見と対応方針】

- ・近隣所有者の賛同が得られず、面積要件を満たさないため経営計画を樹立できず、林種転換が実施できないという話は聞く。一定の自己負担や要件を満たす竹林だけでも支援していただきたい。
- ・「国道等から概ね200m以内の竹林、又は集落に接した竹林を含む一団の竹林」としてはどうか。
⇒竹林の再生・拡大を防ぐためには、ひとまとまりの区画すべて林種転換する必要があるため、細部取扱いにおいて採択可能な検討を行う。
- ・一般財源での補助事業を含む林種転換に係るメニューの一覧があれば、所有者への説明がしやすいので作成いただきたい。
⇒エリアや採択条件、補助率等をわかりやすく記載したメニュー一覧の作成を検討する。
- ・「集落」について、民家の裏なのか、周辺の農地も含むのか、「集落」の定義の判断がつかない。
⇒細部取扱いにおいて、採択可能な範囲を明確化していく。

①-A 事業再編案に係る意見(再編する事業に対しての過不足等)

【森林景観対策】

○県の整理

- ・現行は、市町村が事業主体で県はそれを支援としていたが、**景観の回復・向上を図る上で特に重要なものは県直営で実施**し、それ以外の範囲は廃止する。必要があれば市町村が単独で実施するという整理を行う。
- ・**史跡名勝等周辺や自然公園といった対象のうち、県として対応が必要なものに絞り実施**することを検討。

区分		現行		変更(案)	
対象区域	実施主体:市町村	国立公園・国定公園・ 県立自然公園	実施主体:県	国立・国定・県立自然公園のうち 景観の回復・向上を図る上で特に重要なもの	国立・国定・県立自然公園のうち 県実施以外のもの
補助率		3/4		県直営	廃止
対象区域		文化財(史跡名勝記念物)周辺の森林		国指定・県指定文化財周辺のうち 景観の回復・向上を図る上で特に重要なもの	国指定・県指定文化財周辺のうち 県実施以外のもの 市町村指定文化財周辺
補助率		3/4		県直営	廃止

※県内部での整理により、第2回あり方検討会で示した案から変更が生じていますが、この案に基づき、市町村と意見交換を行っております。

森林景観対策に対する意見

【概要】

- ・「景観の回復・向上を図る上で特に重要なもの」について県直営事業で行うことについて、大半の市町村から賛同または条件付き賛同を得られた。
- ・県直営とする「重要なもの」について想定しているエリアや判断基準を示して欲しいという意見が複数あり。
- ・譲与税が不足する自治体では、対策ができず景観が悪化するのではないか。
- ・森林経営管理制度での執行を考えると、譲与税が不足するのは明らかであり、景観対策を賄うゆとりはない。
- ・県民全体の財産である自然公園・文化財について、県実施範囲以外を市町村単独で管理することに疑問が残る。



【意見に対する対応】

- ・現状の改正案により用途整理を進める。
- ・県直営とする「重要なもの」について、複数項目による重要度評価表を整備することを検討する。
(例) ・自然公園の地種区分(特別地域、普通地域)のどれに該当するか
 - ・主要な国道、県道等から視認されるか
 - ・放置した場合、景観の悪化の拡大が懸念されるか ……など。

①-A 事業再編案に係る意見(再編する事業に対しての過不足等)

【里山整備:県民参加の森づくり事業を拡充】

○背景

生活の最も身近にあり地域住民が直面する課題を抱える里山林の再生について、集落とNPO等が連携して行えるような切り口での支援を拡充し、「集落とは違う視点(交流やSDGsなど広い視点)」の融合により、持続的な保全と利用の協働活動を促進し、住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るとともに、森林の恩恵に対する意識の醸成を図る。

○事業目的

・地域活動により森林の再生に取り組む活動を支援することにより、持続可能な保全と利用の協働活動を促進し、全県への波及を図る。

○主な事業スキーム

・事業主体は集落周辺の荒廃した里山林の再生(機能回復)に意欲的な集落(原則複数戸以上)、NPO等。
・市町村と事業主体において、協定書(施業後5年程度の善管義務を含む)を締結。
・里山林の再生に係る経費(必要に応じ複数年もあり)について、標準単価を設定し定額支援を行う。

・地域住民等では困難な作業(危険木伐採・管理歩道開設等)に係る経費(専門業者への外部委託)も支援の対象とするが、原則地域住民等でできることは地元で行う。

・再生後の維持管理については、事業主体による。

○市町村の譲与税とのすみ分け

・中山間地の衰退に伴う里山林の荒廃は全県の課題であり、里山林の再生を行うことにより、全県への波及効果を期待するものであり、譲与税の使途とは重複しない。

【市町村への質問の視点】

事業執行上、隘路となる要素等について、ご意見をいただきたい。

里山整備に対する意見

【概要】

- ・ほぼ全市町村から事業スキームについては県の案に概ね賛同との意見があった。
- ・事業完了後から5年間の善管義務について、少し長いといった意見もあった。
- ・里山整備に当たっては「外注作業がほとんどとなり、地元でできることは僅かでは？」、「地元は高齢化しており、労務経費をすべて見てもらいたいのが実情であり、そのあたりが隘路になる可能性がある」といった意見もあった。



【意見に対する対応】

- ・現状の改正案により用途整理を進めるが、善管義務の期間(5年程度)については、既存の竹林整備事業の規定も踏まえつつ、年数の短縮も含め検討する。
- ・集落とNPO等が連携して行えるような切り口での支援の拡充により、可能な作業の幅が広がる。

【主な意見と対応方針】

- ・雑木や竹林など、伐採後の処理も含めた支援を検討していただきたい
⇒ 細部の取り扱いにおいて、上記意見を含めた単価の設定を検討する。
- ・里山再生に係る意識醸成から取り組んで行かないといけない。
- ・町民への意識醸成ができていない状況はあるが、こういった事業が継続していくことで意識醸成が進むのでは。
⇒ 本事業自体が、意識醸成のための啓発事業であり、まずは事業実績を積み上げ、その中から他の好例となる事例を情報発信することが重要と考える。
- ・活動の受け手となるNPO団体等の結成に対する支援について、何か考えられないか。
⇒ (公財)とっとり県民活動活性化センターや商工会議所、商工会等と連携を図る。

①-B 再編事業案以外に不足する事業は無いか

【概要】

- ・不足する事業は特にないという意見が大半の市町村を占め、不足する事業があれば譲与税等を活用して対応するという意見があった。
- ・広報活動は市町村ではなかなかできないため、県全体での活動推進をお願いしたいとの意見があった。
- ・また、豊かな海に通じる森林整備については積極的に協力していきたいとの意見もあり。



【意見に対する対応】

- ・税の認知度向上が課題となっているため、広報活動については効果的な方法も含め引き続き検討していく。
- 資料P. 19～21で説明

【主な意見】

- ・鳥取県が目指す森林の実現のためには、更に県民に対する広報活動が必要。森林や環境を守り育てるための広報活動は市町村ではなかなかできないため、県全体での活動推進をお願いしたい。
- ・不足があれば譲与税等を活用して対応したい。

② 竹林対策や里山整備については、地元集落だけで行うのではなく、NPOや民間企業等が集落と連携して行えるような切り口での支援の拡充はできないだろうか。

○他県での類似事業における事業主体は下表のとおり(HPで交付要綱等を公表しているものを抜粋)。

○個人、集落・自治会、NPO、森林組合等がある一方、市町村も対象としている府県もある。

意欲的な集落(原則3戸以上)、NPO、森林組合、その他知事が認めるものとし、幅広い事業体が参画できるスキームとする。
ただし、市町村は対象外とする。

府県	事業名	事業実施主体
神奈川県	水源環境保全・再生市民事業 神奈川県は団体規約や会計組織を有するなど実施主体の要件が厳しい ↓ 事業規模が大きいことと思われる	補助金の対象団体は、次の各号の要件を全て満たす団体とする。 (1) 5人以上で構成され、継続的かつ計画的に事業を実施できること (2) 団体規約等を有すること (3) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること (4) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと (5) 神奈川県知事が交付する他の補助金等を受けている場合、この要綱に基づき申請しようとする事業に充当されておらず、かつ経理が明確に区分されていること (6) 神奈川県が構成員となっている団体でないこと
長野県	みんなで支える里山整備事業	市町村、森林所有者、森林所有者の団体、森林組合、生産森林組合、特定非営利法人等又は計画策定者等
岐阜県	里山林整備事業	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体、その他知事が認める者
京都府	ふるさとの里山林保全活動推進事業	里山林の森林所有者、里山林保全活動を行おうとする個人または団体(企業を除く)
島根県	集落周辺里山整備事業	集落周辺の荒廃した里山林の機能回復に意欲的な集落(原則3戸以上)
鹿児島県	里山林等保全管理促進事業	集落等の地域自治会等

③ 森林環境の保全は必要な事業であるとして、一般財源ではなく県税を充当する理由を整理すること。



・林床植生の消失や樹木の健全な生育の阻害を防ぎ、水源かん養機能、山地災害防止機能、生物多様性保全機能など、森林の公益的機能を発揮させるためには適切な人工林の間伐推進が必要。

・また、平成17年の京都議定書の発効を受け、二酸化炭素吸収源として人工林の間伐の推進が必要となったことから、**県は環境政策としての間伐の推進を図るため、平成20年度から税率を引き上げ造林事業への上乗せ補助を開始した**もの。

・造林補助金の補助率の計は68%であり、そこに保全税を12%[※]上乗せして8割補助することにより、本県では森林所有者の施業意欲を喚起し、事業実績を上げてきた。

※造林補助金にかかる自主財源（国庫補助金を除いた財源）に占める保全税の割合は約4割にのぼる。

・森林環境の保全には、**一定期間継続して安定的かつ確実に推進していくことが必要**であり、そのため、**年度毎の財政需要により配分が不安定となる一般財源ではなく、森林環境の保全・維持を目的に県民の了解のもと集めさせていただいた保全税を充当してきた**もの。

④ 森林所有者のニーズについても整理した方が良い。

○県内の全森林組合との意見交換会を開催し(令和4年8月19日)、所有者の意見等を把握・整理した。

項目	主な意見
間伐推進	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担してまで山の手入れをする森林所有者は非常に少ないのが現実。保全税上乘せによる間伐の8割補助は、所有者負担がなく山の手入れができ、組合としても必要経費をまかなえるギリギリのライン。これより補助率が下がってしまうと間伐はできなくなる。 搬出間伐には作業道が必須であるため、普通林内の作業道も、保安林内と同様に上乘せ補助して欲しい。 →財源に限られる中、税率を上げてまで上乘せ行うことは県民の理解が得られないと思われ、将来、間伐の加速が更に必要となった時に検討することとしたい(今後の課題)。
竹林対策	<ul style="list-style-type: none"> 竹林対策は今後も必要。竹林の適正管理の継続は難しく、元の竹林に戻ってしまうので、林種転換を進めるべき。 県税による支援対象エリアの範囲については、柔軟な運用をお願いしたい。 面積規模が小さく(0.1ha未満＝国庫補助金対象外)、対策が取れない竹林が多い。幅広く対応できる制度にしていきたい。 →税金を投入する性質上、事業効果が見込まれる一定規模以上のものを対象とし、微小面積のものは対象外としたい。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県税による間伐等の支援はありがたい。このような使い方をされている、必要な税であると県民に知ってもらうことが大切であるため、税の周知や、ソフト事業(県民参加の森づくり推進事業)に力を入れて欲しい。 県税は企業にも負担してもらっており、企業に対する税の周知や、ソフト事業への参加の呼びかけ等も必要ではないか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 山は負の財産で、受け継ぎたくないものと考えている所有者も多い。そういった所有者感情につけ込み、県外資本が開発目的で山を買い漁る動きもある。県外資本に買われた山が間に入ると、作業道もつけられなくなり、手が入られなくなる。今のうちにそういった動きを止めなければ、どんどん山離れが始まってしまう。まずは、所有者負担がなくとも山が動くようになれば、所有者の意識も変わる。その意味でも今の補助率が必要。 <譲与税関係> <ul style="list-style-type: none"> 森林整備の前提となる、森林の境界明確化が非常に重要であり、市町村に譲与税での対応をお願いしている。あと5年もすると境界の分かる地権者がいなくなってしまう。 作業道の災害復旧に際して、不在村地主等から負担金を徴収できず、復旧できないケースもある。道が使えなければ山が生きてこない。国税での対応かもしれないが、検討していただきたい。

⑤ 県税を存続するのであれば、国税及び県税の意義や用途を県民に分かりやすく伝える工夫が必要。併せて、認知度の向上を図るための普及啓発を推進すること。

○県民アンケートの結果では、回答者のうちの約6割が本税の導入を知らない、約9割が取組内容を知らないと回答。

○本税は、森林を守り育てる意識の醸成を一つの政策目標に掲げ、県民の理解と協力のもとに継続してきた超過課税であり、存続にあたって県民の認知度向上は重要課題である。



- 本税の仕組みや取組みに関するPRの中で、「私たちが納税を通じ森林を守り育てている」という意識の醸成に取り組んでいく必要がある。
- PRにあたっては、森林環境税(譲与税)と森林環境保全税の各税の意義や用途整理についても、市町村と連携し分かりやすく伝えるよう工夫する。

税の理解に関する取組について

【広報等による認知度向上】

- 租税教室や体験型イベントなどの活動の場を活用した広報活動
- メディアミックスによる周知
 - ・従来の周知方法に加え、アプリ広告、YouTube、Twitter、Facebookなど複数の媒体を組合せた発信
 - ・今秋、中海テレビ放送が「とっとり森林月間(10月)」に着目したSDGs啓発番組の中で、県税の意義や成果を紹介する予定。
- 県内のユーチューバーやインフルエンサー等との連携
- 個人・法人県民税納付書等余白への記載内容の充実
- 納付書等へのチラシの同封(税の意義・使途など)

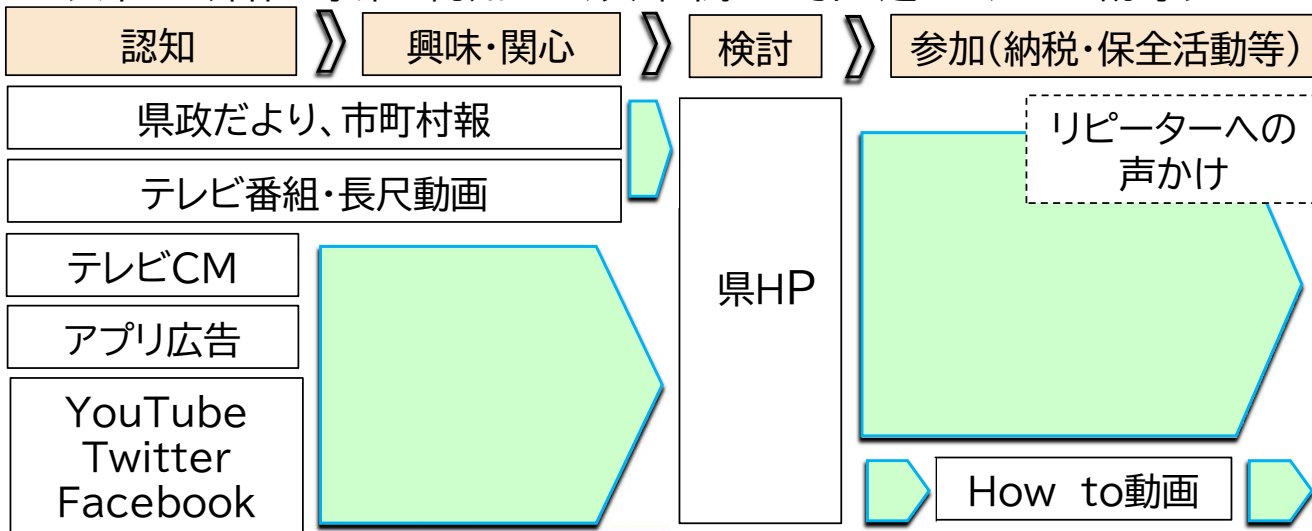
■租税教室



- ・主に小学6年生、中学3年生を対象に開催
- ・R3:139校、R2:125校、R1:166校

■メディアミックスによる周知

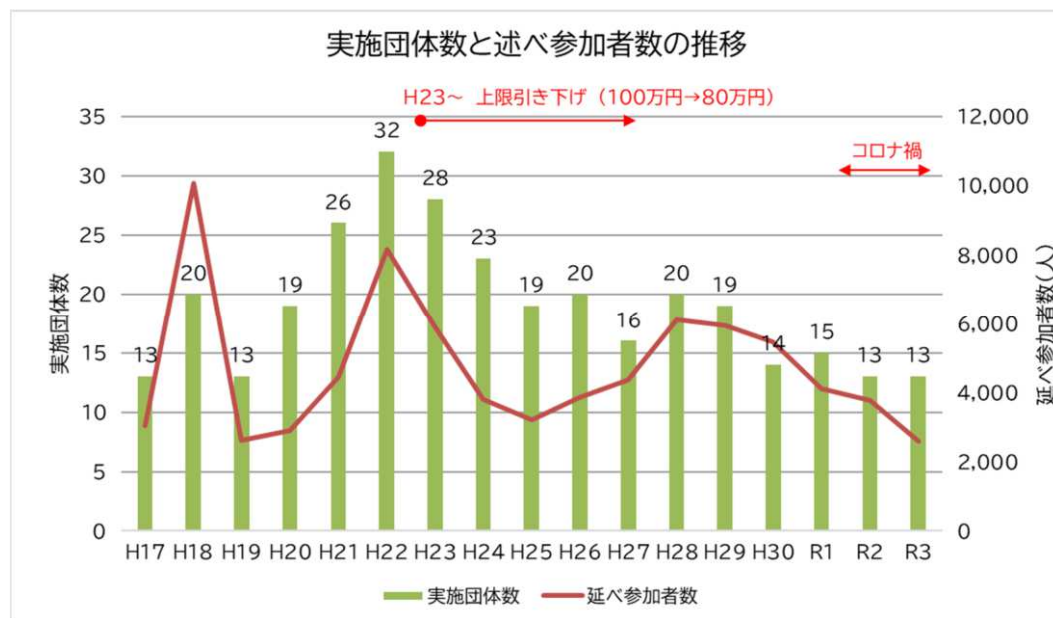
- ・HP以外での媒体で事業を認知させ、興味・関心を引き起こし、HPへ誘導する



【使途事業への参加による認知度向上】

使途事業への県民参加の現状と課題(とっとり県民参加の森づくり推進事業)

- 森林の保全・整備を目的とした各府県の超過課税では、**使途事業に県民が参加することを通じて、森林保全への意識醸成や税の認知度向上を図ることが重要視**されており、多くの府県で県民参加型事業が実施されている。
- 本県では、森林ボランティア団体等による森林体験活動等を支援する「**とっとり県民参加の森づくり推進事業**」がこれに該当。これまで延べ**約8万人**が参加してきた重要な事業である。
- 一方で、**実施団体の減少傾向や固定化**が続いており、**事業の先細りが懸念**されている。



【使途事業への参加による認知度向上】

とっとり県民参加の森づくり推進事業への新規参入促進策について

○県民が森林保全に直接参加する機会を提供している本事業を今後も継続的に実施できるように、実施団体の**新規参入促進策を検討・実施**していく。

<対応(案)> ※鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会の委員意見等を参考とした。

○新たな団体が参加しやすいよう、事業紹介パンフレット等の作成

・応募～事業実施・完了までの手続きフロー、必要書類、記入例、相談窓口の明確化 等

○募集呼びかけの強化

・多くの団体が加盟している組織、ネットワークへの呼びかけ(とっとり県民活動活性化センター、商工会議所、商工会 等)
・過去の実施団体への再呼びかけ

○活動・イベント内容の情報発信の強化

(新たな団体への周知・掘り起こしに加え、県民の参加促進や、県税の認知度向上にもつながる)

・本事業による森林体験活動・イベントの情報(時期・内容・申込先等)を一元化し、県ホームページ等へ掲載
・県税のPR資材(参加者が着るビブス、のぼり、横断幕など)を実施団体に貸与し、活動写真等を通じて情報発信
・その年の最も優れた活動を評価委員会で選定し、情報発信

○制度の拡充

・里山整備などの森づくりへの参入促進のため、既存の「保全活動型」事業の要件緩和・拡充
(活動継続要件の緩和、補助上限の引き上げ)
・専門技術や危険を伴う作業に係る外部委託費を補助対象に追加
・物品の取得単価の上限の見直し

⑥ 県税を存続する場合には、国税との混同を避け、認知度を高めるためにも、名称の変更を検討してはどうか。

○県民参加の森づくりをイメージしやすい税の名称への変更をどう考えるか

- 森林環境税(国税)との混同を避け、森林をすべての県民で守り育てる県税として認知度を高めるためにも、名称を変更してはどうだろうか。

※鹿児島県では、国税との混同を避けるため、「森林環境税」を「みんなの森づくり県民税」に名称変更(令和2年度より)

※他府県でよく使われている用語・・・「やまぐち」「紀の国」など府県の名称、「森づくり」、「県民税」

※県民アンケート調査では、森林環境保全税を「知らない」が64% (H28調査では63%)



要存続となった場合、後程再検討

2. 市町村意見交換等を踏まえた使途事業の 再整理案

県と市町村の役割分担を踏まえた県税の使途の再整理(案)

○次のとおり県税の使途の再整理を行う場合を想定した上で、財政需要の試算を行った。

区分	現行の使途事業	方針	理由・見直し内容など
公益的機能の発揮のための森林整備	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備	対象外	● 必要な箇所は初期に実施済みであり事業完了
	間伐推進 保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援	対象	● 間伐の遅れの解消のために必要
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援	対象	
	竹林対策 竹林整備事業 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	対象 (一部対象外)	● 対象とする竹林のエリアを限定 ● 事業実施主体から市町村を削除(近年実績がない)
	竹林の林種転換及び保育(除伐)への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援	対象 (一部対象外・拡充)	● 対象とする竹林のエリアを限定 ● 林種転換の推進のためエリア内では支援を拡充
	森林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援	対象 (一部対象外)	● 景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直し
	モザイク林造成への上乗せ モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再生林を支援	対象外	● 別事業の活用が進んでいるため
守り育てる森林を 意識の醸成	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援	対象 (拡充)	● 県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)	対象	● 税の周知のために必要

3. 保全税の存続の要否について

(これまでの説明を踏まえて検討)

(存続の場合) 税率、適用期間、名称について

○森林環境保全税(県税)として賦課徴収すべき税率はいくらが適当と考えるか

<検討の視点>

- 「鳥取県が目指す森林の姿」を実現するためには、どれだけの事業費が必要か。
- 事業の必要性和県民の負担感を勘案した場合、適当な税率の設定をどのように考えるか。

○第5期の適用期間はいつまでとするのが適当と考えるか

- 税の効果の検証には、一定程度の事業実施期間が必要ではないか。また、社会や林務行政等を取り巻く環境の変化を考えると、5年程度の時限措置とすることが適当ではないか。
※超過課税を導入している37府県のうち36団体は5年毎に見直しを行っている(1団体のみ4年毎)

○県民参加の森づくりをイメージしやすい税の名称への変更をどう考えるか

- 森林環境税(国税)との混同を避け、森林をすべての県民で守り育てる県税として認知度を高めるためにも、名称を変更してはどうだろうか。
※鹿児島県では、国税との混同を避けるため、「森林環境税」を「みんなの森づくり県民税」に名称変更(令和2年度より)
※他府県でよく使われている用語…「やまぐち」「紀の国」など府県の名称、「森づくり」、「県民税」
※県民アンケート調査では、森林環境保全税を「知らない」が64% (H28調査では63%)

鳥取県が目指す森林の姿

○森林が持つ多様な機能※の恩恵は、森林所有者や山間部の住民に限らず、すべての県民が広く享受している。

※木材等の生産をはじめ、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収による温暖化防止、生物多様性の保全など

○県では、森林の多様な機能が十分に維持・発揮されるよう、木材生産・利用の促進と環境保全等の調和がとれた「多様で健全な森林づくり」を目指している。

「R3.3月 とっとり森林・林業振興ビジョン」より

森林の持つ多様な機能の維持発揮

水源かん養 山地災害防止 二酸化炭素吸収 生物多様性保全 木材生産 など



間伐や皆伐再造林による若返りなど
公益的機能の維持と
森林の循環利用

海や川の恵み
(豊かな漁場)

生物多様性の保全

森林体験、
レクリエーション利用

手入れされた
里山・竹林

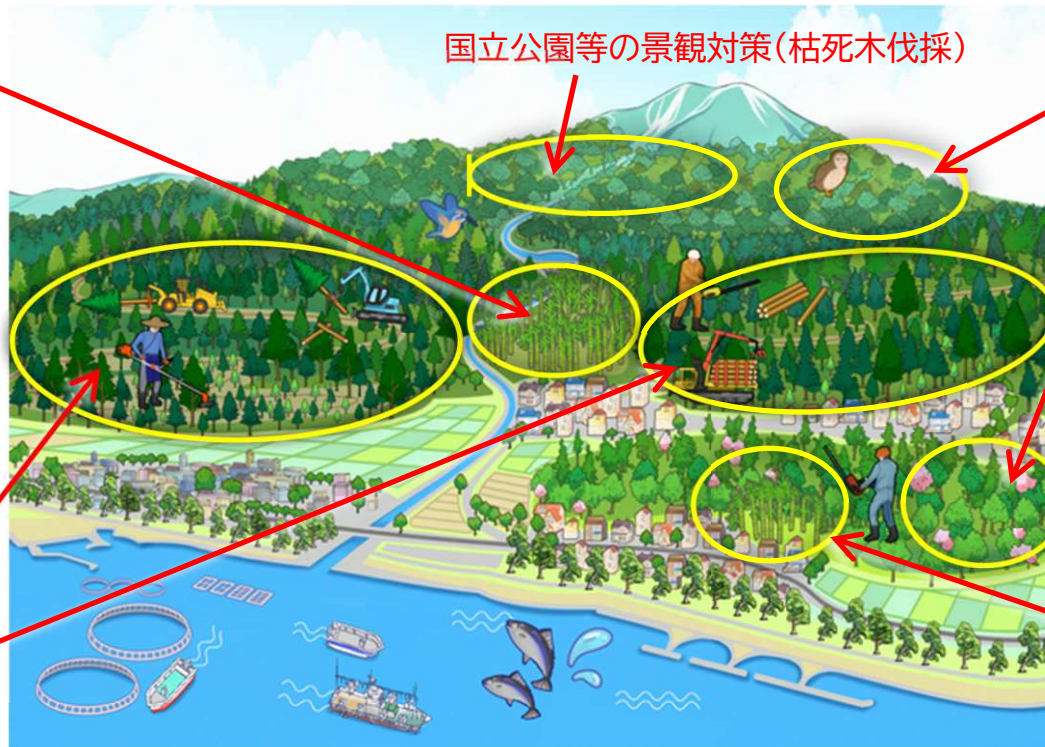
森林環境保全税(県税)によるこれまでの取組の効果

- 県では、**県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てるため**、平成17年に「森林環境保全税」を導入。
- これを財源として、手入れが必要な人工林の間伐や作業道整備、放置された竹林の解消、**県民参加型の森林体験活動など、県民(森林所有者やボランティア団体など多様な主体)が行う森づくりを支援**。
- その結果、**間伐が進み**素材生産量が飛躍的に増加、**竹林拡大を食い止め、多くの県民が森林体験活動に参加**するなど、非常に大きい効果が得られている。

放置竹林の林種転換



国立公園等の景観対策(枯死木伐採)



県民参加の森づくり(森林体験活動)



森林所有者が行う間伐の推進



竹林の適正管理と竹材の循環利用促進



今後、取組が必要な課題

○大きな効果が得られているが、目指す森林の姿に近づけるには、**今後取り組んでいくべき課題がある。**
(それに必要な**財政需要がある**)

【林業経営に適さない人工林】

(不採算林・所有者不明森林)

これまでの支援事業では対応できず、
間伐等が進んでいない

【林業経営に適した人工林】

間伐は順調に進んできたが、
引き続き推進が必要
(進捗率 約6割)

【森林景観】

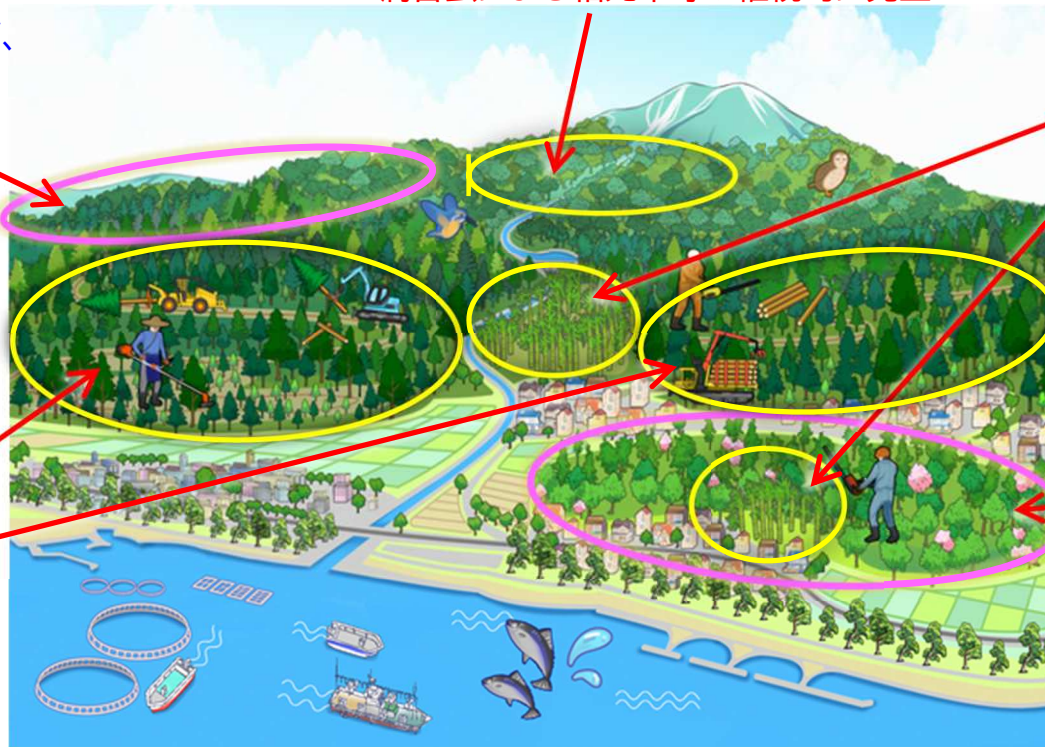
病虫害による枯死木等が継続的に発生

【竹林対策】

竹林の拡大は止まったが、
減少には至っていない

【里山】

里山林と住民の関わりが
希薄となり荒廃が進行
身近な森林として
人との関係の再構築が必要



第5期以降の財政需要の試算（個人500円、法人5%）

- 令和13年度（第6期）での間伐解消を目標に、基金残高を解消しつつ事業実施した場合、
 - ・間伐及び竹林の林種転換に優先的に配分。 ・里山整備も一定程度を箇所見込むことが可能。
 - ・竹林整備（適正管理）は、エリア制限による箇所数減を踏まえ現行の7割弱を見込んでいる。
 - ・その他の事業は、現行水準を維持。

税額	税込
個人500円、法人5%	176,373
個人450円、法人4.5%	158,735
個人400円、法人4%	141,098
個人350円、法人3.5%	123,461
個人300円、法人3%	105,824

○鳥取県が目指す森林の姿に向け事業を推進するためには、現行の税率の維持が最低ライン

第5期以降の財政需要の試算（竹林対策拡充・里山整備拡充バージョン）

（単位：千円）

期別	区分	とっとり環境の森緊急整備事業		間伐の推進						竹林対策			とっとり県民参加の森づくり推進事業		事業評価委員会経費	制度の普及啓発	事業費合計	積立額（税込）	基金残額		
		強度間伐	荒廃地の条件整備	造林事業上乗せ（保安林・間伐）	造林事業上乗せ（普通林・間伐）	造林事業上乗せ（間伐小計）	造林事業上乗せ（保安林・作業道）	森づくり作業道事業上乗せ	保安林内作業道上乗せ小計	合計	竹林整備事業	造林事業上乗せ（林種転換）	計	森林景観対策						体験型（イベントタイプ）	保全活動型（里山整備含む）
第3期	平成28年度	0	0	38,369	29,177	67,546	13,944	8,093	22,037	89,583	48,387	182	48,569	5,077	9,073	0	430	4,198	156,930	179,996	224,303
	平成29年度	0	0	34,702	25,659	60,361	23,312	6,747	30,059	90,420	43,084	2	43,086	6,757	8,958	0	518	5,887	155,626	178,767	247,446
第4期	平成30年度	0	0	48,128	30,885	79,013	20,986	5,899	26,885	105,898	45,447	16	45,463	2,748	7,030	0	367	6,855	168,361	175,374	254,460
	令和元年度	0	0	50,645	32,074	82,719	27,877	6,825	34,702	117,421	45,519	448	45,967	1,763	8,326	0	425	7,068	180,970	172,855	246,345
	令和2年度	0	0	36,657	26,317	62,974	24,106	6,852	30,958	93,932	51,923	1,118	53,041	3,473	6,865	0	322	1,662	159,295	179,513	266,563
	令和3年度	0	0	43,672	23,142	66,814	31,289	6,294	37,583	104,397	55,420	981	56,401	3,700	6,455	0	478	1,421	172,852	176,222	270,240
直近5年合計		0	0	213,804	138,077	351,881	127,570	32,617	160,187	512,068	241,393	2,565	243,958	18,441	37,634	0	2,110	22,893	837,104	882,731	
年平均事業費		-	-	42,761	27,615	70,376	25,514	6,523	32,037	102,414	48,279	513	48,792	3,688	7,527	0	422	4,579	167,421	176,546	
事業費率（合計）		0.0%	0.0%	26.0%	16.8%	42.9%	15.5%	4.0%	19.5%	62.4%	29.4%	0.3%	29.7%	2.2%	4.6%	0.0%	0.3%	2.8%	101.9%		
第5期	令和5年	廃止		52,944	33,975	86,919	23,086	6,489	29,575	116,494	31,000	15,000	46,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	189,194	176,373	257,419
	令和6年		53,910	34,595	88,505	23,507	6,608	30,115	118,620	31,000	19,000	50,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	195,320	176,373	238,472	
	令和7年		54,876	35,215	90,091	23,928	6,726	30,654	120,745	31,000	24,000	55,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	202,445	176,373	212,400	
	令和8年		55,842	35,835	91,677	24,349	6,844	31,194	122,870	31,000	28,000	59,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	208,570	176,373	180,203	
	令和9年		56,808	36,455	93,262	24,771	6,963	31,734	124,996	31,000	29,000	60,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	211,696	176,373	144,880	
第6期	令和10年	廃止		57,773	37,075	94,848	25,192	7,081	32,273	127,121	31,000	31,000	62,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	215,821	176,373	105,432
	令和11年		58,739	37,695	96,434	25,613	7,200	32,813	129,247	31,000	31,000	62,000	3,700	7,500	10,500	400	4,600	217,947	176,373	63,858	
	令和12年		59,663	38,287	97,950	26,016	7,313	33,329	131,279	31,000	31,000	62,000	3,700	7,500	10,500	400	2,457	217,836	176,373	22,395	
	令和13年		51,069	32,772	83,841	22,268	6,259	28,528	112,368	31,000	31,000	62,000	3,700	7,500	10,500	400	2,300	198,768	176,373	0	
	令和14年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※表中の金額は、財政需要の試算のために算出したもの。実際には、各年度の予算額は、必要額を精査し、議会の議決を経て決定される。

※竹林の林種転換は新植後の保育経費（植栽後5年間）が発生するため、6年目以降に一定化する。

(参考)森林整備にかかる地方団体の超過課税の導入状況

団体名	税の名称(通称)	導入時期	超過課税(府県民税均等割)の税率		団体名	税の名称(通称)	導入時期	超過課税(府県民税均等割)の税率	
			個人	法人				個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	大阪府	森林環境税	H28.4	300円/年	なし
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	1,200円/年	均等割額の10%	兵庫県	県民緑税	H18.4	800円/年	均等割額の10%
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	800円/年	均等割額の8%	奈良県	奈良県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	1,000円/年	均等割額の10%	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
福島県	福島県森林環境税	H18.4	1,000円/年	均等割額の10%	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	1,000円/年	均等割額の10%	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	700円/年	均等割額の7%	岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	500円/年	均等割額の5%
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	700円/年	均等割額の7%	広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
神奈川県	水源環境保全税	H19.4	※ 300円/年	なし	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	500円/年	均等割額の5~12.5%	愛媛県	森林環境税	H17.4	700円/年	均等割額の7%
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%	高知県	森林環境税	H15.4	500円/年	500円/年
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	500円/年	均等割額の5%	福岡県	福岡県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%
長野県	長野県森林づくり県民税	H20.4	500円/年	均等割額の5%	佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	500円/年	均等割額の5%
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	1,000円/年	均等割額の10%	長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	500円/年	均等割額の5%
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	400円/年	均等割額の5%	熊本県	熊本県水とみどりの森づくり税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	500円/年	均等割額の5%	大分県	大分県森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	1,000円/年	均等割額の10%	宮崎県	森林環境税	H18.4	500円/年	均等割額の5%
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	800円/年	均等割額の11%	鹿児島県	みんなの森づくり県民税	H17.4	500円/年	均等割額の5%
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	600円/年	なし	※神奈川県…県民税均等割に加え所得割への上乗せ(0.0025%)を実施 計37府県導入				